

# 全国司法書士女性会FAX通信142号 (2006年8月号号外)

発行責任者 会長 長谷川 歌子  
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7  
滝川あおい司法書士事務所  
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460  
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

## 出資法改正論議は再び自民党委員会へ 31日の山場を迎えて!

全国司法書士女性会は、28日、金融庁政務官後藤田正純氏と面会し、出資法改正に関する政府の動向について意見交換を行いました(参加者 中専務理事・大竹理事・水谷賛助会員・山本東京司法書士会会長・但木東京司法書士政治連盟副会長・境俊明同副会長・事務局の計7名)。金融庁懇談会での議論はいったん締めくくられ、現在、短期小口特例・経過措置が議論の中心となっており、今後は、自民党の委員会でも検討されるようです。

後藤田政務官からは、自民党議員の地元において、各議員を説得し、委員会において、消費者のための改正を実現するように発言するように働きかけてほしいという強い要請を受けました。この要請を受けて、全国司法書士女性会は、別紙のとおり、28日には、財務金融委員会委員に要請行動を行い、明日には、自民党の関係議員に対して、消費者のための出資法改正のためには、一切の特例・経過措置を認めないように要請を行う予定です。

31日の自民党委員会は一つの山場となりますが、与謝野大臣＝後藤田政務官の消費者のための正しい金利制度を実現とするという強い決意を、我々も専門家として支えて行きたいと思えます。貸金業界は、自民党議員に対する攻勢を強め、プロミスは5年の激変緩和措置を求めているそうです。また、金利引き下げに賛同する議員に対しては、貸金業界が落選運動を示唆する等、貸金業界は、要請行動を超える卑劣な行為に及んでいるようです。

「有権者は消費者のほうが多い。正しい政策は絶対に国民から指示される。消費者のための出資法改正でなくて何の改正なんだ!司法書士界も、金利自由化論の議員の意向に惑わされずに、専門家として、具体策の提示に力を貸してほしい!」後藤田政務官の悲痛な発言が参加者一同の心を打ちました。「司法書士界は一致して行動します。」私は最後に政務官に確約しました。

どうか、出資法改正に関し、全国の会員の皆様のお力をお貸し下さい。地元の与党議員に対し、せめて別紙の意見書をFAXしていただいただけませんか。みんなで力を合わせて、消費者のための出資法改正を勝ち取りましょう!(事務局)